津市土地利用調整会議設置要綱

平成１８年１２月１日訓第２２１号

改正　平成１９年３月３０日訓第２２号
平成２１年３月２６日訓第１１号
平成２２年６月１１日訓第４４号
平成２５年３月２９日訓第２５号
平成２７年３月３１日訓第１６号
令和２年３月２５日訓第８号

（設置）

第１条　本市の区域における土地の有効かつ適正な利用を推進するため、津市土地利用調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　本市の区域における有効かつ適正な土地利用に係る総合調整に関すること。

⑵　その他土地利用の調整に関すること。

（構成）

第３条　調整会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

２　会長には津市副市長事務分担規則（平成１８年津市規則第２４２号）第２条第１号に規定する副市長を、副会長には他の１人の副市長をもって充てる。

３　委員には、別表第１に掲げる職員をもって充てる。

（会長及び副会長）

第４条　会長は、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　調整会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

（意見等）

第６条　会長は、必要があると認めるときは、関係職員等に対して意見又は説明を求めることができる。

（幹事会）

第７条　第２条に規定する所掌事務について、調査研究をするため、調整会議に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表第２に掲げる職員で構成する。

（庶務）

第８条　調整会議の庶務は、政策財務部政策課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この訓は、平成１８年１２月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日訓第２２号）

この訓は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月２６日訓第１１号）

この訓は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月１１日訓第４４号）

この訓は、平成２２年６月１５日から施行する。

附　則（平成２５年３月２９日訓第２５号）

この訓は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月３１日訓第１６号）

この訓は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月２５日訓第８号）

この訓は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

政策財務部長、危機管理部長、総務部長、市民部長、スポーツ文化振興部長、環境部長、健康福祉部長、商工観光部長、農林水産部長、都市計画部長、建設部長、上下水道事業局長、上下水道管理局長、消防次長、教育委員会事務局教育次長

別表第２（第７条関係）

政策課長、財政課長、危機管理課長、総務課長、市民課長、スポーツ振興課長、環境政策課長、環境保全課長、福祉政策課長、商業振興労政課長、農林水産政策課長、都市政策課長、建設政策課長、上下水道事業局水道工務課長、上下水道管理局上下水道管理課長、消防本部消防総務課長、教育委員会事務局教育総務課長